

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 46

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16-2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162-23-4133

○「警察官や金融庁職員を名乗る者によるカードの盗難事件にご注意！」

10 月中旬、札幌市南区の高齢女性宅に、警察官を名乗る男から「あなたの口座が詐欺に狙われている。金融庁の職員が対応する。」と電話が来た後、金融庁職員を名乗る男が女性宅を訪問。銀行のキャッシュカードを封筒に入れて印鑑で封印するよう指示し、女性が、印鑑を取りに行った際にカードをすり替え、現金 300 万円を引き出されると言うオレオレ詐欺に類似した窃盗事件が発生。

他にも同日、札幌市内の複数の住宅に警察官や金融関係等の職員を装って「あなたのキャッシュカードが偽造された。」等の不審電話が複数確認。

このような電話には対応しないで、直ぐに警察専用電話（# 9 1 1 0）等に相談して下さい。

△親族を名乗るオレオレ詐欺にご注意！

8 月下旬、千歳市、余市町、函館市などの家庭に、息子や甥を名乗る者から『仕事に失敗したので、お金を貸してほしい！・俺だけど、俺の声忘れた？・明日行くから！・風邪をひいている！・首の後ろにできものができた！・会社の事務職員を妊娠させた！』などという電話が複数来ております。

この様な場合には、直ちに返答しないで、通話後に直接息子などに連絡して確かめることが重要です。

また、在宅中でも、固定電話を常に留守番電話に設定して、電話の相手を確認することが、被害防止に極めて有効です。

□出会い系サイト等を悪用した詐欺にご注意！

出会い系サイトや副業サイトを悪用した架空請求詐欺が発生しております。出会い系サイトの利用者や「異性とメールするだけで高収入！」などと広告をしている副業サイトの利用者をターゲットとして、『登録料・パスワード発行手数料・ポイント購入費・文字化け解除費用』などの名目で、お金をだまし取る手口です。老若男女を問わず被害が、発生しております。サイトを利用する場合には、『うまい話には、ウラ（サギ）がある！？・本当のもうけ話は、他人には教えない！？』ので、疑ってみるなど、家族や友人、知人に相談して、被害に遭わないように十分注意して下さい。

(情報提供元：北海道警察本部生活安全企画課特殊詐欺抑止対策係)

相談事例(稚内市消費者センター)

● スマートフォンによる「架空請求」と思われるケース

【 相 談 内 容 】

8月中旬スマートフォンのSMS（ショートメッセージサービス）に「会員登録料が未納になっている。本日中に納入しない場合には、法的手段をとる。連絡先 03-××××-××××」との内容で、大手ネット通販会社を名乗る事業者から連絡が来た。

ネットで購入した覚えが無い。連絡先へ問い合わせようと思ったが、姪に相談すると「消費者センターへ相談したら」と言われたので、架電した。どのように対処したら良いだろうか。



【 対 処 】

通常、会員登録だけで、有料になることは考えにくいので、有料動画利用料・コンテンツ利用料など記載されていないか確認すると、会員登録料のみ記載。

その会社は、実在するが、その会社名を騙って、SMS（ショートメッセージサービス）を送り付ける架空請求の事例が全国的に急増しており、その会社は、ホームページで注意喚起している。

今後、同じような手口（SMS・メール・電話）で不当請求されることが考えられるため、身に覚えがない場合には、無視をすることと、不安な場合には、センターへ相談するよう伝えた。



困った時には、稚内市消費者センターへ相談してください。

相談受付時間：月曜日～金曜日午前10時～午後4時（祝祭日は除く）

電話 0162-23-4133

FAX 0162-23-4134

稚内市中央4丁目 保健福祉センター 2階

☆☆☆ 無料法律相談の活用を！ ☆☆☆

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回（原則、第2日曜日）実施しています。

向う3ヶ月の【実施日】 11月11日 ・ 12月9日 ・ 1月13日

○ 相談時間は、午前11時から午後3時までです。（相談時間は1人25分）

○ 事前に申し込みが必要です。相談を希望される方は、下記へご連絡願います。

☆ 稚内市環境水道部くらし環境課市民生活グループ 電話（直通）23-6413